

令和6年6月25日

# 令和6年6月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第20号 非農地証明願について

第3 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

局長 ただいまより令和6年6月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、10番案内委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。  
出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。  
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。  
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。  
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は11番廣瀬委員、12番上田武志委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。  
議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号91から94については、農地法第3条第2項各号に該当せず許可要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、受付番号91及び92については、同一地区で譲受人が同一の案件でありますので、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に、一括して現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号91及び92については、高川原字高川原の農地で譲受人が同一であり、境界が隣接した農地を含む申請でありますので、一括して説明いたします。  
6月19日に上田武志委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、代理人である行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

受付番号91、譲渡人〇〇〇〇氏の申請地の内、高川原字高川原〇〇〇番〇は登記地目、現況地目とも田、922㎡です。

高川原〇〇〇番〇につきましては、法務局の公図に境界線はありませんが、現況はコンクリート擁壁で境界があり、隣接農地所有者による境界についての同意書が提出されております。

また、高川原△△△番△、登記地目、現況地目とも田、1209㎡につきましては、受付番号92、譲渡人、××××氏、高川原×××番×、登記地目、現況地目とも田、1576㎡と隣接しております。

この2筆については、公図上の境界は南北にあります。耕作は東西に境界を設定して行われております。田への給水のため現在の状態になったとのこと。

しかし、本申請による売買においては、法務局の公図及び登記地積を正しいものとして行うことで同意しており、今後は譲受人が2筆を合わせて一枚地で耕作することになる予定とのこと。

両申請とも公図の錯誤や不備等の可能性はありますが、事務局が農地法第3条許可申請においては、問題はないと判断しております。

2件の申請にかかる3筆については、将来、国土調査により地図が訂正されるのではないかと考えられます。

なお、受付番号91及び92の申請地は、譲受人の自宅から数百メートルほどの距離にあり、許可後は水稻を栽培する予定です。

譲受人は、農機具をトラクター〇台と粃すり機、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを各〇台所有しております。

農作業歴は20年で、農作業には妻とともに年間250日従事します。

また、譲受人は地域の農業経営においてリーダー的な存在であることから、今後の活躍に期待されるところであります。

よって、両申請とも許可後、耕作において問題は生じないと考えられます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号91及び92について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号91及び92は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号93について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号93について説明いたします。

6月13日に岩本委員と阿部委員、私の3名で譲受人に会い、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも田、281㎡、贈与となっております。

譲渡人は県外に在住しているため、今までも譲受人の親族が申請地を耕作しておりましたが、譲渡人が財産の整理を行うため譲受人への贈与にいたったとのことです。

農機具は、耕耘機を〇台所有、農作業には譲受人が年間180日従事し、自家消費野菜を栽培する予定とのことです。

周辺地域との関係においては、周囲の耕作に影響がないように配慮するとのことです。

以上のことから本申請は許可相当と考えますので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号93について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号93は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号94について、高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第19号、受付番号94について説明いたします。

6月18日に上田敏雄委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条許可申請による所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記、現況ともに田、1,254㎡です。

申請地に進入路がないことから管理が困難な状況にあり、隣接農地の所有者である譲受人に2、3年前から稲作栽培を依頼していたことから、譲渡人の希望により今回、贈与に至ったとのことです。

譲受人は現在、田、〇〇〇〇㎡と畑、〇〇㎡を耕作し、農機具はトラクター〇台の外、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しております。

農作業の年間従事日数は、本人が150日、妻が50日です。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号94について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号94は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第20号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号95については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは受付番号95について、高原字桑島の担当であります7番上田敏雄委員に、  
現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7 番 議案第20号、非農地証明願、受付番号95について説明いたします。  
6月18日に藤井会長職務代理、山口委員と私の3名で申請地に出向き、代理人に

会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は高原字桑島〇〇〇番〇で、登記地目は田、現況は宅地、215㎡です。

申請地の地上部分には、家屋などの構築物はありませんが、コンクリートで舗装され、西側の一部は庭園になっております。

申請地の北側は宅地で、住宅と倉庫が建っております。南側の宅地には旧牛舎であった農業用倉庫が建っており、申請地は、この2筆に挟まれております。

昭和54年に牛舎を建築した後、住宅地と挟まれた申請地をコンクリートで舗装し、進入路及び駐車場にしたとのことであり、40年以上宅地として使用しているのは、明らかと考えられます。

このたびは、違法状態の解消のため非農地証明願を申請したとのことです。

証明願に添付された、平成15年4月6日撮影の国土地理院の空中写真に申請地が写っております。

申請地以外の土地から、公道より進入し駐車のを確保することは困難です。

よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明の交付はやむを得ないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号95の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田敏雄委員が説明されたとおりです。

申請地は、農家住宅及び倉庫が南の筆界ラインまで建てられている桑島〇〇〇番〇の宅地と畜舎が北の筆界ラインまで建てられた桑島△△△番△に挟まれております。

現地はコンクリートで舗装され、西の一部は庭園になっており、農地への復元は著しく困難です。

昭和54年に畜舎を建設した時点から現在の状態になったとのことであり、少なくとも20年以上その状態であったことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

現地を確認したところ、申請地以外に住宅への進入路及び駐車場等を確保することが困難であったことは明らかです。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付に問題はないと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手

をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号95について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号95は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 以上で、通達事項の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

次に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について協議いたします。

事務局が(案)を作成し、農地利用最適化推進委員の意見を聴いておりますので説明願います。

事務局 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について(案)及び農地利用最適化推進委員の意見について説明いたします。

(資料に基づいて説明)

議 長 ただいま事務局から説明がありました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について(案)及び農地利用最適化推進委員の意見についてご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおりとしてよろしいか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について(案)は原案のとおりといたします。

議 長 只今をもちまして、令和6年6月石井町農業委員会総会は、閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。